

## 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

## 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の6関係

技術上の基準	計画内容
I 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析及び計量を行うこと。	廃棄物の種類ごとに区分したコンテナ（廃棄物容器）を計量し保管する。廃油は2基のタンクに計量されたものを受け入れる。
II 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を越えないように行うこと。	廃棄物の投入は、計量されたものを投入し、総重量を管理すると共に、ガス化焼却室には、上限レベル計を設置し投入量を制限する。廃油は流量計を設置し焼却量の管理を行う。
III 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じた時は、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	地震や火災等の非常事態が発生した時は、焼却施設を緊急停止する。又廃油等の流出が発生した時は直ちに回収作業を行う。
IV 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。	日常点検、月例点検等点検基準を定め設備の点検を行う。又定期的に機器の機能検査を実施する。
V 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。	固形焼却物は専用コンテナ、廃油は専用タンクに保管し流出及び悪臭の発散はない。また、完全燃焼を行う事で悪臭の発生を防止する。
VI 蚊、はえ等の発生の防止に努め構内の清潔を保持すること。	専用コンテナで廃棄物の保管を行うことで、害虫の発生を防止し且つ、日々の施設内の整理・整頓・清掃を行う。
VII 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。	騒音発生源には、適切な防音対策を講ずる。振動を発生する設備は、強固な基礎の上に設置し振動を防止すると共に、定期的な騒音・振動の点検を実施する。
VIII 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすると共に、定期的に放流水の水質検査を行うこと。	排水は、pH調整、凝集沈降、砂濾過、活性炭吸着処理後、工場総合排水処理場にて最終処理後工場外に排水する。又排水の「健康項目」「生活環境項目」等について定期水質検査を実施する。
IX 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	焼却炉処理日誌及び設備点検結果を記載し、これを3年間保存する。

## 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7関係

技術上の基準	計画内容
I ピット・クレーン方式によって燃焼室に廃棄物を投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。	廃棄物の投入は、種類毎に専用容器から投入し、ガス化焼却室の投入口の蓋を閉める前に投入状態が均一になった事を確認後投入口蓋を閉め、焼却を開始する。
II 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に行うこと。但し、ガス化燃焼方式の焼却施設及び処理能力が2t/時間未満の焼却施設を除く	ガス化二次燃焼方式にて除外
III 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。	常時完全燃焼が行われるように設備の維持管理を行い熱しゃく減量を10%以下とすると共に、定期的な分析を行い熱しゃく減量を確認する。

技術上の基準	計画内容
IV 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させること。	助燃バーナにより、速やかに炉内温度を800℃に上昇させる。
V 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により炉温を高温に保ち、廃棄物を燃焼し尽くすこと。	炉内出口温度を管理し、温度が下がってくれば、助燃バーナの自動点火方式とし、焼却物が燃焼し尽くすまで、高温を維持する。
VI 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ガス化焼却室及び二次燃焼室の出口に連続記録計付き温度計を設置すると共に、日常点検にて温度記録を行う。
VII 集塵器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。 ただし、集塵機内で、燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。	二次燃焼室から排出された排ガスは、ベンチュリースクラバー式ガス冷却塔及びガス洗浄塔で100℃以下に急冷する設備を設置する。
VIII 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ガス冷却塔出口及び、湿式バグフィルター入り口に連続記録計付き温度計を設置すると共に、日常点検にて、温度記録を行う。
IX 冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんを除去すること。	通常は堆積したばいじんを自動的に除去できる設備である、又定期的な設備の点検を実施し堆積物の除去を行う。
X 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度が100ppmとなるように廃棄物を焼却すること。	連続記録計付き一酸化炭素濃度計を設置し、排出ガス中の一酸化炭素濃度を管理し完全燃焼を行う。
i 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突に連続記録計付き一酸化炭素濃度計を設置する共に、日常点検にて一酸化炭素濃度を記録する。
ii 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、燃焼室の処理能力に応じて定める濃度以下となるように廃棄物を焼却すること。	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下となるよう、二次燃焼室の温度を850℃以上、滞留時間を2秒以上、さらに排ガスを100℃以下に急冷する設備であり、温度管理を実施する。
iii 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度を6ヶ月に1回以上測定し、かつ記録すること。(ばい煙関係の項目：硫黄酸化物・ばいじん・塩化水素及び窒素酸化物)	排ガス分析2回/年、ダイオキシン類1回/年の測定分析を実施し、記録する。
iv 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	設備の定期点検及び機器の定期機能検査を実施し、各機器が正常な状態を維持すると共に日常運転管理を行うことで排ガスの排出規制値を維持する。
v ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。	ばいじんはガス洗浄塔及び湿式バグフィルターで捕集し、凝集沈降槽で凝集させ、濃縮脱水し、固化処理設備に輸送する。焼却灰は炉底より排出しサイロへ貯留する。
vi ばいじん又は、焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は、焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	灰固化設備では焼却灰、脱水ばいじん、薬剤、固化剤及び水を適切に投入できるように計量装置を設け灰固化設備で固化処理する。
vii 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずると共に、消火器その他の消化設備を備えること。	ガス化燃焼炉及び二次燃焼炉の異常燃焼時は、水の噴霧により消火できる設備とする。消火設備は消火栓及び消火器を設置する。

技術上の基準	計画内容
VIII 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。	燃焼室へは助燃バーナーを設置し燃焼温度を850℃以上で管理する。
IX 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずると共に、流出防止堤その他の設備を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。	防油堤は定期的な点検により、異常状態の有無を点検し、異常があれば、直ちに修復を行う。

## 3) 大阪府廃棄物焼却炉に係わる指導指針関係

維持管理基準	計画内容
I 焼却炉の維持管理に関する技術上の業務を担当する管理者を選任し、焼却炉の運転中は常駐させること。	厚生省令で定める資格を有する者のなかから、技術管理者を任命し、当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させる。又、運転担当員を定め、当該施設運転に係わる業務を行わせる。尚夜間は、当直者による巡回点検を実施する。
II 焼却炉の運転マニュアルを作成し、これに基づき焼却炉の適正な運転及び定期的な保守・点検を行うこと。またそれらの状況を記録し、3年間保存すること。	運転マニュアルを作成し、マニュアルの遵守により当該施設の適正な運転を実施する。日常及び定期的な設備の保守・点検基準を定め実施し、これを記録し3年間保存する。運転マニュアル及び点検記録簿様式は、使用前検査申請書に添付資料として提出する。